

生産緑地地区

手続きマニュアル

(改訂版)

令和7年1月

静岡市

目 次

第1	生産緑地地区指定希望申出書（様式第1号）・・・	1
	記 載 例・・・	8
	承諾書（様式第3号）	記 載 例・・・15
第2	生産緑地地区指定同意書（様式第2号）・・・	16
	記 載 例・・・	19

第 1 生産緑地地区指定希望申出書（様式第 1 号）

【1 提出方法について】

【2 添付書類について】

【3 記載注意事項について】

【4 その他注意事項について】

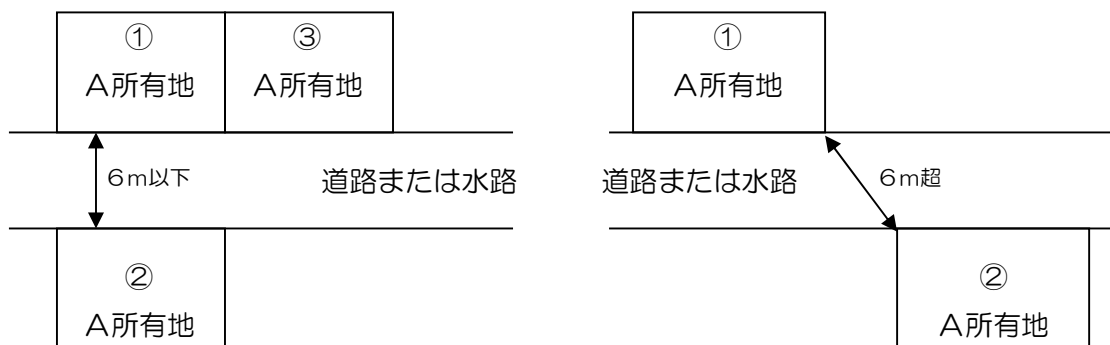
第1 生産緑地地区指定希望申出書（様式第1号）

【1 提出方法について】

あなたが所有する市街化区域内の農地で、生産緑地地区の指定を希望される方は、生産緑地地区指定希望申出書（様式第1号）に、必要書類（【2 添付書類について】参照）を添えて、市に提出してください。

なお、この申出書は、原則として所有者（世帯）ごとに作成してください。

例1 所有者（世帯）が同一の場合の提出方法



※ ①から③は、同一所有者（世帯）による一団の農地であるため、一つの申出書により提出してください。

（①から③の合計が300㎡以上あること。）

※ ①と②は同一所有者（世帯）であるが、一団の農地でないため、別々に申出書を提出してください。

（①と②の各々が300㎡以上あること。）

例2 所有者（世帯）が異なる場合の提出方法



(1) 各々300㎡以上の場合

※ 原則として別々に申出書を提出してください。

(2) ①（A所有地）が300㎡未満の場合

※ ①の所有者は、②または③の所有者と合同で申出書を提出してください。

【2 添付書類について】

(1) 位置図 (A4 判程度)

- ア 指定の申し出をしようとする農地等の位置がわかる地図を添付してください。
- イ 添付していただく地図は、例えば、市役所で販売している縮尺 2,500 分の 1 の都市計画図の写し等をいいます。
- ウ 指定を希望する農地等の区域を赤線で表示してください。
- エ 農地施設がある場合は、それらの位置と種類とサイズを記入してください。
(別途、農地施設位置図として添付しても構いません)

(2) 公図の写し (6 ヶ月以内のもの)

※インターネット不可

- ア 指定の申し出をしようとする農地等のすべての公図写しを添付してください。
- イ 公図の写しは、市役所で発行している「課税のための地籍図」でも構いません。
- ウ 指定を希望する農地等の区域を赤線で表示してください。
- エ 公図の写し又は課税のための地籍図は、次の場所で取得 (有料) できます。

◎ 葵区の区域

- 市役所静岡庁舎市民税課市税証明係 (新館 2 階)
〒420-8602 静岡市葵区追手町 5-1 電話 054-221-1032
- 静岡地方法務局 (静岡地方合同庁舎 1 階)
〒420-8650 静岡市葵区追手町 9-50 電話 054-254-3555

◎ 駿河区の区域

- 駿河税務センター (駿河区役所 2 階)
〒422-8550 静岡市駿河区南八幡町 10-40 電話 054-287-8669
- 静岡地方法務局 (静岡地方合同庁舎 1 階)
〒420-8650 静岡市葵区追手町 9-50 電話 054-254-3555

◎ 清水区の区域

- 清水市税事務所市民税係 (清水庁舎 2 階)
〒424-8701 静岡市清水区旭町 6-8 電話 054-354-2079
- 静岡地方法務局清水出張所 (清水合同庁舎 2 階)
〒424-8650 静岡市清水区松原町 2-15 電話 054-351-4481

(3) 土地登記簿謄本 (6 ヶ月以内のもの)

※インターネット不可

- ア 指定の申し出をしようとする農地等のすべての筆 (地番) の土地登記簿謄本を添付してください。
- イ この土地登記簿謄本は、法務局で発行する全部事項証明書 (登記事項要約書は不可) に限ります。

ウ 土地登記簿謄本は、次の場所で取得（有料）することができます。

◎ 葵区・駿河区の区域

● 静岡地方法務局（静岡地方合同庁舎 1 階）

〒420-8650 静岡市葵区追手町 9-50 電話 054-254-3555

◎ 清水区の区域

● 静岡地方法務局清水出張所（清水合同庁舎 2 階）

〒424-8650 静岡市清水区松原町 2-15 電話 054-351-4481

エ 一筆の土地の一部を指定したいとき、又は登記簿面積が 300 m²未満であるが、実測で 300 m²以上の場合は、実測図の提出が必要になります。

なお、実測図は、申し出する農地等の面積（三斜求積など）や外周の長さ等がわかるように作成してください。

(4) 現況の写真

指定の申し出をしようとする農地等について、現在の状況が確認できる写真を添付してください。（撮影日も記載してください。）

写真を撮影していただく際に注意していただくことは、次のとおりです。

ア できるだけ全景が写っていること。（複数枚でも構いません。）

イ 温室・農機具倉庫、駐車場、直売所、加工施設、農家レストラン等の施設はすべて撮影すること。（施設内もすべて撮影）

ウ 指定を希望する農地等の区域を赤線で表示してください。

エ 撮影した場所がわかるように位置図などに番号や矢印を記入してください。

(5) 生産緑地地区指定同意書（様式第 2 号）及び印鑑登録証明書（6 ヶ月以内のもの）

申し出された農地等を都市計画に生産緑地地区として定めるには、その農地等の所有者や、その他関係権利者全員の同意が必要となるため、必ず添付してください。（生産緑地地区指定同意書（様式第 2 号）については、16 ページ以降をご覧ください。）

(6) その他

① 直売所、加工施設、農家レストランについて、下記条件を充たすことがわかる書類の添付が必要となります。

- ・施設以外の農地面積が 300 m²以上
- ・施設の規模が全体面積の 20%以下
- ・施設設置及び管理者が生産緑地の主たる従事者であること（主たる従事者を含む任意組合なども可）
- ・原材料が生産緑地内及び市内で生産されたものが量的又は金銭的に 5 割以上

② 300 m²未満の農地等を、生産緑地地区に指定されている農地等に接続して申し出する場合は、その生産緑地の所有者の承諾書（様式第 3 号）を添付してください。

ただし、申し出する農地等の所有者（世帯）と、接続する生産緑地の所有者（世帯）が同一の場合は必要ありません。

【3 記載注意事項について】

(1) 各面共通事項

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

(2) 第一面（表面）

- ① 申出者は、原則として申し出する農地等の所有権を有する方としてください。
- ② 申出者が法人である場合においては、住所は、その法人の主たる事務所の所在地を、氏名は、その名称及び代表者の氏名を記入してください。
- ③ 申出者の氏名には、ふりがなを記入してください。
- ④ 申出者の押印は、様式の同意欄のし点の記入にて省略可能です。
- ⑤ 申出者が2者以上（合同）のときは、代表となる申出者は「様式第1号」、他の申出者は「様式第1号（合同申請者用）」に、それぞれ必要事項を記入してください。
- ⑥ 申し出される農地が市民農園の場合は、その農園を運営・管理している方の状況について、記入してください。
- ⑦ 1 - (1)の欄は、中心となって従事している方（筆頭経営主等）に○を付けてください。
- ⑧ 1 - (4)の「生年月日」欄は、該当する部分に○を付け、年月日を記入してください。
- ⑨ 1 - (6)の「申出者との続き柄（関係）」欄は、本人、妻、長男、長男の妻など親族等について記入してください。
- ⑩ 1 - (7)の「従事日数」欄は、原則として申出する年の前年（1年間）における従事日数を記入してください。

ただし、この従事日数により、農業の主たる従事者に認められるか否かを判断するものではありません。

(3) 第二面（裏面）

- ① 2 - (1)の「所在及び地番」欄は、一筆ごとに記入してください。
土地区画整理事業により仮換地指定され、従前地の使用収益が当該仮換地先に移動している場合は、仮換地による街区番号及び画地番号（符号）を記入し、当該土地に対応する従前の土地の所在及び地番をかって書で記入してください。（仮換地指定証明書及び仮換地指定図が必要です。）
- ② 2 - (2)の「所有者の氏名」欄は、土地登記簿謄本に所有権として記載されている方の氏名を記入してください。

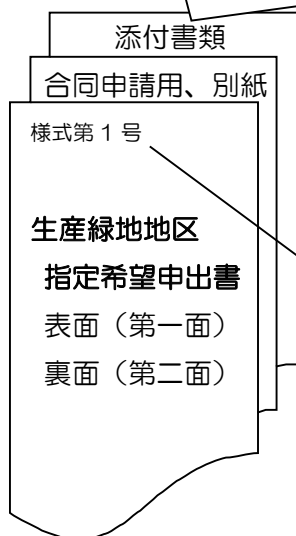
- ③ 2 - (3)の「登記簿面積」欄は、土地登記簿謄本に記載されている地積（面積）を記入してください。
- ④ 2 - (4)の「実測面積」欄は、一筆の土地の一部を申し出るときは「一部」に、また、登記簿面積が300㎡未満だが実測で300㎡以上のときは「相違」にそれぞれ○を付け、実測図による面積を記入してください。
この場合は、実測図の添付が必要となります。
- ⑤ 2 - (5)の「地目」欄は、土地登記簿謄本に記載されている地目を記入してください。
- ⑥ 2 - (6)の「農地等の状況」欄は、その農地で耕作する（している）作物を具体的に記入してください。
- ⑦ 2 - (7)の「自・小作」欄は、該当するものに○を付けてください。
- ⑧ 3 - (1)の「施設の種類（数量）」欄は、生産緑地地区の指定を希望する農地に、現在存する施設等（温室、農機具倉庫、農業作業用駐車スペース、直売所、加工施設、農家レストラン等）について、具体的に記入してください。また、（ ）内にそれぞれの施設数を記入してください。
- ⑨ 3 - (2)の「面積」欄は、施設の種類ごとの面積の合計を記入してください。

(4) **様式第1号（合同申請者用）、別紙**

生産緑地地区指定希望申出書（様式第1号）関係の「様式第1号（合同申請者用）」「別紙」の様式については、次に掲げるときに使用してください。

様式第1号（合同申請者用）

- ・ 2以上の所有者（世帯）が合同で、この申出書を提出する場合
別紙
- ・ 様式第1号の第一面、第二面の記載欄では、書ききれない場合



◎ 様式第1号は、2以上の所有者（世帯）のうち、代表となる所有者（世帯）に関する事項について記入します。

【4 その他注意事項について】

(1) 申出書提出後に、記載事項に変更が生じた場合は、速やかに市（緑地政策課）へ報告してください。

例 (1) 分合筆により申し出した地番に変更が生じた場合

(2) 所有権者が死亡した場合

(3) 当該土地の権利者（所有権、その他の権利者の全てが対象）や、農業等に従事している者の状況に変更が生じた場合

(4) 申し出した農地内に、温室や農機具倉庫等の施設を設置する場合

(2) 申出受付け期間終了後は、取り下げや申出された区域等の変更はできませんのでご注意ください。

生産緑地地区指定希望申出書

(第一面)

※受付	受付印
※整理番号	R7.2.● No.

(あて先) 静岡市長

ふりがな忘れずに記入して下さい

申出書、申請時に記入

令和7年2月●日

住所 〒 420-8602
静岡市葵区追手町5-1

同意欄のし点にて押印が省略可

ふりがな しずおか たろう
氏名 静岡太郎

電話 (054) □□□ - 0000

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第14号に基づく生産緑地地区の都市計画を、次の土地について決定されたく申し出ます。

また、私は生産緑地指定の申し出をした農地に対し、生産緑地指定において必要な場合には、静岡市都市局都市計画部緑地政策課が、固定資産税及び都市計画税資料を入手、活用することに同意します。

1 農業等に従事している者の状況

(1)	(2) 氏名	(3) 住所	(4) 生年月日	(5) 年齢	(6) 申出者との 続柄(関係)	(7) 従事 日数
○	静岡太郎	静岡市葵区追手町5-1	明大平 昭和 28年1月1日	71歳	本人	200日
	静岡花子	同上	明大平 昭和 32年12月1日	67歳	妻	180日
	静岡一郎	同上	明大平 昭和 59年8月1日	40歳	長男	190日
			明大平 昭和 年 月 日	歳		日

同意欄のし点にて押印が省略可

(注意) 1 申出者が農業等に従事している場合は、その者の従事状況についても記入してください。

2 (1) 欄は、中心となって従事している者（筆頭経営主等）に○を記入してください。

☑ 生産緑地地区指定希望申出書の提出について、申出者及び農業等に従事している者が同意しています。

申出日の実年齢

前年の
年間従事日数

※(1)～(3)及び(5)は登記簿により確認してください！ (4)は別添の実測図により確認してください！

(第二面)

2 申し出する農地等の概要

(1) 所在及び地番	(2) 所有者氏名	(3) 登記簿面積	(4) 実測面積	(5) 地目	(6) 農地等の状況	(7) 自・小作
静岡市葵区追手町〇〇〇	静岡 太郎	800m ²	一部相違 m ²	畑	茶	自作地 貸付地
静岡市葵区追手町●●●	静岡 花子	600m ²	一部相違 300m ²	畑	野菜	自作地 貸付地
静岡市葵区追手町△△△	静岡 一郎	280m ²	一部相違 310m ²	畑	苺	自作地 貸付地
静岡市葵区追手町▲▲▲	静岡 太郎 静岡 一郎	700m ²	一部相違 m ²	畑	みかん	自作地 貸付地
(2) 複数人の場合		m ²	一部相違 m ²			自作地 貸付地

(注意) (4)実測面積欄は、一筆の土地の一部を申し出るとき、又は登記簿面積が300 m²未満だが、実測面積で300 m²以上の場合のみ記入してください。

3 農業施設等の概要

(1) 施設の種類 (数量)	(2) 面積	(1) 施設の種類 (数量)	(2) 面積
農業用貯蔵庫 (1)	20 m ²	温室 (2)	200 m ²
農業作業用駐車スペース (1)	10 m ²	()	m ²

(注意) 申し出する農地等に存する農業施設等(温室、農機具倉庫、農業作業用駐車スペース等)は、すべて記入して下さい。

(6)耕作する作物を具体的に記入

様式第1号（合同申請者用）

2者以上による
合同申請に
場合に使用

生産緑地地区指定希望申出書

（第一面）

この様式は

●2者以上による合同申請の場合

に使用する。

（あて先） 静岡市長

住所 〒 420-8602

静岡市清水区旭町6-8

同意欄のし点に
て押印が省略可

申出者

ふりがな

み ほ あい こ

氏名

三保愛子

電話

(054) ■■■ - 0000

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第14号に基づく生産緑地地区の都市計画を、次の土地について決定されたく申し出ます。

また、私は生産緑地指定の申し出をした農地に対し、生産緑地指定において必要な場合には、静岡市都市局都市計画部緑地政策課が、固定資産税及び都市計画税資料を入手、活用することに同意します。

1 農業等に従事している者の状況

(1)	(2) 氏名	(3) 住所	(4) 生年月日	(5) 年齢	(6) 申出者との 続柄(関係)	(7) 従事 日数
○	清水大吉	静岡市駿河区南八幡町10-40	明大平 42年7月15日 昭平	57歳	長男	200日
			明大平 年 月 日 昭平	歳		日
			明大平 年 月 日 昭平	歳		日
			明大平 年 月 日 昭平	歳		日

同意欄のし点に
て押印が省略可

（注意） 1 申出者が農業等に従事している場合は、その者の従事状況についても記入してください。

2 (1) 欄は、中心となって従事している者（筆頭経営主等）に○を記入してください。

☑ 生産緑地地区指定希望申出書の提出について、申出者及び農業等に従事している者が同意しています。

(合同申請者用)

2者以上による
合同申請に
場合に使用

(第二面)

この様式は、

●2者以上による合同申請の場合

に使用する。

2 申し出する農地等の概要

(1) 所在及び地番	(2) 所有者氏名	(3) 登記簿面積	(4) 実測面積	(5) 地目	(6) 農地等の状況	(7) 自・小作
静岡市葵区追手町◆◆◆	三保 愛子	250㎡	一部 相違	田	水稻	自作地 貸付地
		㎡	一部 相違			自作地 貸付地
		㎡	一部 相違			自作地 貸付地
		㎡	一部 相違			自作地 貸付地
		㎡	一部 相違			自作地 貸付地

(注意) (4)実測面積欄は、一筆の土地の一部を申し出るとき、又は登記簿面積が300㎡未満だが、実測面積で300㎡以上の場合のみ記入してください。

3 農業施設等の概要

(1) 施設の種類 (数量)	(2) 面積	(1) 施設の種類 (数量)	(2) 面積
農業用貯蔵庫 (1)	20 ㎡	()	㎡
()	㎡	()	㎡

(注意) 申し出する農地等に存する農業施設等(温室、農機具倉庫、農業作業用駐車スペース等)は、すべて記入して下さい。

別 紙

(申出書 1 欄関係)

この様式は

●申請書 1 欄 (農業等に従事している者の状況) で、書ききれない場合に使用する。

住 所 静岡市葵区追手町5-1

申出者 ふりがな しず おか た ろう
氏 名 静 岡 太 郎

様式第1号と同じ申出者を記入

1 農業等に従事している者の状況

(1)	(2) 氏 名	(3) 住 所	(4) 生 年 月 日	(5) 年 齢	(6) 申出者との 続き柄(関係)	(7) 従 事 日 数
	駿府城 公園	静岡市葵区駿府城公園 1-1	明 大 24年 1月 3日 昭 平	75歳	兄	200日
			明 大 年 月 日 昭 平	歳		日
			明 大 年 月 日 昭 平	歳		日
			明 大 年 月 日 昭 平	歳		日
			明 大 年 月 日 昭 平	歳		日

(注意) 1 申出者が農業等に従事している場合は、その者の従事状況についても記入してください。

2 (1) 欄は、中心となって従事している者 (筆頭経営主等) に○を記入してください。

別 紙

(申出書 2 欄関係)

この様式は

●申請書2欄(申し出する農地等の概要)で、書ききれない場合

に使用する。

2 申し出する農地等の概要

(1) 所在及び地番	(2) 所有者氏名	(3) 登記簿面積	(4) 実測面積	(5) 地目	(6) 農地等の状況	(7) 自・小作
静岡市葵区追手町◇◇◇	静岡 太郎	250㎡	一部 相違 ㎡	畑	みかん	自作地 貸付地
		㎡	一部 相違 ㎡			自作地 貸付地
		㎡	一部 相違 ㎡			自作地 貸付地
		㎡	一部 相違 ㎡			自作地 貸付地
		㎡	一部 相違 ㎡			自作地 貸付地
		㎡	一部 相違 ㎡			自作地 貸付地

(注意) (4)実測面積欄は、一筆の土地の一部を申し出るとき、又は登記簿面積が300㎡未満だが、実測面積で300㎡以上の場合のみ記入してください。

別 紙
(申出書 3 欄関係)

この様式は、

●申請書 3 欄（農業施設等の概要）で、書ききれない場合

に使用する。

3 農業施設等の概要

(1) 施設の種類 (数量)	(2) 面 積	(1) 施設の種類 (数量)	(2) 面 積
農機具小屋 (1)	10 m ²	()	m ²
()	m ²	()	m ²
()	m ²	()	m ²
()	m ²	()	m ²
()	m ²	()	m ²

(注意) 申し出する農地等に存する農業施設等（温室、農機具倉庫、農業作業用駐車スペース等）は、すべて記入して下さい。

この様式は、

●既存の生産緑地に、所有者等が異なる農地を新たに加える場合に使用する。

承 諾 書

令和 7年 2月 ●日

(申出者) 蒲 原 四 郎 様 ←新たに加わる者

↓下表の代表者

同意欄のし点にて押印が省略可

住 所 静岡市駿河区南八幡町▲▲▲

承諾者

氏 名 駿 河 二 郎

(土地所有者)

電 話 (054) ■■■-0000

次に掲げる生産緑地地区と一団の農地等として、生産緑地地区指定希望を申し出ること承諾します。

生産緑地地区の概要

↓既存の生産緑地を構成する者全て記入

(1) 所在及び地番	(2) 土地所有者氏名
静岡市 駿河 区 南八幡町000	駿 河 二 郎
静岡市 駿河 区 南八幡町△△△	葵 一 郎
静岡市 駿河 区 南八幡町□□□	由 比 三 郎
静岡市 区	
静岡市 区	
※ (3) 都市計画決定年月日等	平成 年 月 日 第 号
※ (4) 一 団 番 号	—

同意欄のし点にて押印が省略可

(注意) 1 生産緑地地区の土地所有者が複数の場合は、代表する者が承諾してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

☒ 承諾書の提出について、土地所有者が同意しています。

第2 生産緑地地区指定同意書（様式第2号）

【1 提出方法について】

【2 印鑑登録証明書について】

【3 記載注意事項について】

第2 生産緑地地区指定同意書（様式第2号）

【1 提出方法について】

生産緑地地区に指定する場合は、その農地等の所有者やその他関係権利者全員の同意が必要であるため、生産緑地地区指定同意書（様式第2号）に、印鑑登録証明書を添えて、市に提出してください。

なお、この同意書は、生産緑地地区指定希望申出書（様式第1号）と同時に提出してください。

【2 印鑑登録証明書について】

(1) **印鑑登録証明書**（法人にあっては、これに類する印鑑証明書）

ア 生産緑地地区指定同意書に記載されている権利者全員の印鑑登録証明書を添付してください。（6ヶ月以内のもの）

イ 印鑑登録証明書は、下記の場所または全国のセブン・イレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップなどの各店舗で取得（有料）することができます。

- ◎ 葵区役所戸籍住民課（葵区追手町5-1） 電話 054-221-1061
 - 城東保健福祉エリア保健所棟内（葵区城東町24-1） 電話 054-249-3168
 - リンク西奈（葵区瀬名二丁目32-43） 電話 054-265-2472
 - 藁科保健福祉センター（葵区羽鳥本町5-10） 電話 054-278-4110
 - 北部生涯学習センター（葵区昭府二丁目14-1） 電話 054-252-5656
 - 西部生涯学習センター（葵区田町三丁目46-5） 電話 054-253-1162
 - 東部生涯学習センター（葵区千代田七丁目8-15） 電話 054-263-0361
 - 麻機地区複合施設（葵区有永町2-43） 電話 054-248-5055
 - 美和地区複合施設（葵区安倍口団地5-1） 電話 054-296-5677
 - 井川支所（葵区井川656-2） 電話 054-260-2211
 - 清沢生涯学習交流館（葵区昼居渡66-2） 電話 054-295-3111
 - 大川生涯学習交流館（葵区日向10） 電話 054-291-2002
 - 玉川生涯学習交流館（葵区落合126-1） 電話 054-292-2111
 - 大河内生涯学習交流館（葵区平野1097-38） 電話 054-293-2111
 - 梅ヶ島生涯学習交流館（葵区梅ヶ島1309） 電話 054-269-2002
- ◎ 駿河区役所戸籍住民課（駿河区南八幡町10-40） 電話 054-287-8611
 - 大里複合施設（駿河区中野新田57-5） 電話 054-288-2500
 - 東豊田消防出張所（駿河区聖一色206-3） 電話 054-208-0791
 - 南部体育館（駿河区曲金三丁目1-30） 電話 054-288-9112
 - 小鹿「来・て・こ」内（駿河区小鹿二丁目25-45） 電話 054-202-4304
 - 長田支所（駿河区上川原13-1） 電話 054-259-5522
- ◎ 清水区役所戸籍住民課（清水区旭町6-8） 電話 054-354-2126

蒲原支所（清水区蒲原新田一丁目 21-1）	電話 054-385-7760
興津生涯学習交流館（清水区興津本町 829）	電話 054-369-1333
三保生涯学習交流館（清水区三保松原町 39-5）	電話 054-335-0018
由比生涯学習交流館（清水区由比北田 457-1）	電話 054-376-0536
有度生涯学習交流館（清水区草薙一里山 3-1）	電話 054-345-6710
高部生涯学習交流館（清水区押切 1086-2）	電話 054-345-8779
駒越生涯学習交流館（清水区迎山町 1-7）	電話 054-335-0017
袖師生涯学習交流館（清水区袖師町 1092-1）	電話 054-367-1175
庵原生涯学習交流館（清水区庵原町 68-1）	電話 054-365-4262
飯田生涯学習交流館（清水区下野東 9-1）	電話 054-365-4263
小島生涯学習交流館（清水区但沼町 284-1）	電話 054-393-3344
両河内生涯学習交流館（清水区和田島 171-1）	電話 054-395-2244

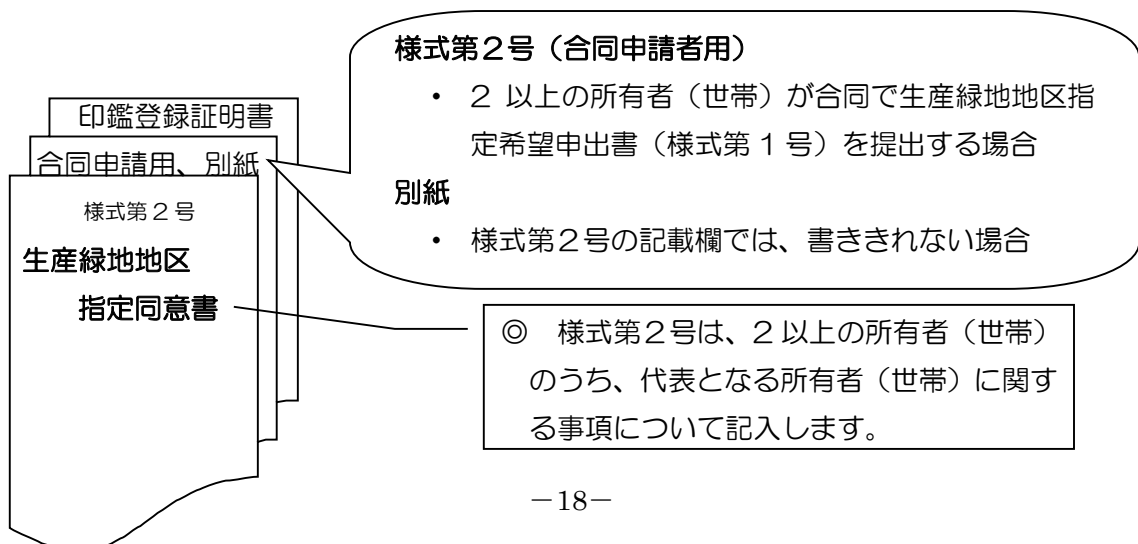
【3 記載注意事項について】

(1) 同意書様式

- ① 生産緑地地区指定希望申出者は、生産緑地地区指定希望申出書（様式第 1 号）の申出者の住所及び氏名を記入してください。
- ② 生産緑地地区指定希望申出者が 2 以上（合同）のときは、代表となる申出者は「様式第 2 号」、他の申出者は「様式第 2 号（合同申請者用）」に、それぞれ必要事項を記入してください。
- ③ (1)の「所在及び地番」欄は、様式第 1 号（生産緑地地区指定希望申出書）の 2 欄の「申し出する農地等の概要」の農地等について、すべて記入してください。
- ④ (2)の「権利別」欄は、土地所有権及びその土地に関して有する権利について、それぞれ該当するものを記入してください。
- ⑤ (4)の「権利者氏名」欄の印は、実印としてください。（**省略不可**）

(2) 様式第 2 号（合同申請者用）、別紙

生産緑地地区指定同意書（様式第 2 号）関係の「様式第 2 号（合同申請者用）」「別紙」の様式については、次に掲げるときに使用してください。



<注意！>

●財務省（旧大蔵省）の抵当権については、この様式は使わず、
所管税務署発行の「生産緑地地区に関する都市計画案についての同意書」による。

様式第2号

生産緑地地区指定同意書

令和 7年 2月 ●日

次に掲げる土地における生産緑地地区に関する都市計画の案について、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第3項の規定による権利者として同意します。

住 所 静岡市葵区追手町5-1

生産緑地地区指定希望申出者

氏 名 静 岡 太 郎

省略不可！
必ず押印を！

(1) 所在及び地番	(2) 権利別	(3) 権利者住所	(4) 権利者氏名
静岡市葵区追手町〇〇〇	所有権	静岡市葵区追手町5-1	静岡 太郎 実印
静岡市葵区追手町 〇〇〇 ●●●	所有権	静岡市葵区追手町5-1	静岡 花子 実印
静岡市葵区追手町〇〇〇 静岡市葵区追手町●●●	抵当権	静岡市葵区追手町5-100	〇〇銀行 代表取締役 駿府 三郎 実印
静岡市葵区追手町△△△	所有権	静岡市葵区追手町5-1	静岡 一郎 実印
静岡市葵区追手町▲▲▲	所有権	静岡市葵区追手町5-1	静岡 太郎 静岡 一郎 実印

↑ 登記簿・印鑑登録と相違ないか確認！

- (注意)
- (2) 権利別欄は、土地所有権及びその土地に関して有する権利について、それぞれ該当するものを記入してください。
 - 権利者が法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 - 権利者の印は、実印としてください。

この様式は、

●2者以上による合同申請の場合に使用する。

生産緑地地区指定同意書

令和 7年 2月 ●日

次に掲げる土地における生産緑地地区に関する都市計画の案について、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第3項の規定による権利者として同意します。

住 所 静岡市清水区旭町6-8

生産緑地地区指定希望申出者

氏 名 三 保 愛 子

省略不可！
必ず押印を！

(1) 所在及び地番	(2) 権利別	(3) 権利者住所	(4) 権利者氏名
静岡市葵区追手町◆◆◆	所有権	静岡市清水区旭町6-8	三保 愛子 印
			印
			印
			印
			印

- (注意)
- (2) 権利別欄は、土地所有権及びその土地に関して有する権利について、それぞれ該当するものを記入してください。
 - 権利者が法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 - 権利者の印は、実印としてください。

別 紙
(同意書関係)

この様式は、
●同意書記載欄で、書ききれない場合 に使用する。

住 所 静岡市葵区追手町 5-1

生産緑地地区指定希望申出者

氏 名 静 岡 太 郎

省略不可！
必ず押印を！

(1) 所在及び地番	(2) 権利別	(3) 権利者住所	(4) 権利者氏名
静岡市葵区追手町◇◇◇	所有権	静岡市葵区追手町 5-1	静岡 太郎
			印
			印
			印
			印

印
実印

- (注意)
- (2)権利別欄は、土地所有権及びその土地に関して有する権利について、それぞれ該当するものを記入してください。
 - 権利者が法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 - 権利者の印は、実印としてください。

生産緑地指定希望申出 必要書類一覧表

番号	書類の内容	備考
1	生産緑地地区指定希望申出書（様式第1号）	● 土地所有者が申請者。 ● 手続きマニュアル P2 ● 記載例 手続きマニュアル P8～14
2	位置図	● 申出する位置のわかる地図。 ● 指定を希望する農地等の区域を赤線で表示。 ● 農業施設がある場合は位置・種類・サイズ記載。 ● 手続きマニュアル P3
3	公図写し	● 6ヶ月以内のもの。 ● 指定を希望する農地等の区域を赤線で表示。 ● インターネット不可。 ● 手続きマニュアル P3 ● （課税のための地籍図でも可）
4	土地登記簿謄本（全部事項証明書）	● 6ヶ月以内のもの。 ● インターネット不可。 ● 手続きマニュアル P3～4
5	現況の写真	● 指定を希望する農地等の区域を赤線で表示。 ● 写真撮影方向の位置と日付を記載。 （農業施設がある場合は外観と内部を撮影） ● 手続きマニュアル P4
6	生産緑地地区指定同意書（様式第2号）	● 権利者をすべて記載。 （印鑑証明の届出のある印の押印） ● 手続きマニュアル P4、17～18 ● 記載例 手続きマニュアル P19～21
7	印鑑証明書	● 6ヶ月以内のもの。 ● 手続きマニュアル P17～18
8	承諾書（様式第3号）	● 既に生産緑地地区に指定された土地の一団に新たに加わる場合 ● 手続きマニュアル P4～5 ● 記載例 手続きマニュアル P15
9	実測図	● 申出面積が一筆の一部又は面積相違 （登記簿面積＜300㎡≤実測面積）の場合 ● 三斜または、ヘロンによる求積。
10	管轄税務署発行の（生産緑地地区に関する都市計画の案についての同意書）	● 財務省（旧大蔵省）の抵当権がついている場合

- 1～7は必ず必要な書類です。
- 8～10は場合により必要な書類です。
- 印鑑（実印）※訂正が出た時に、念のためです。
- 直売所、加工所、農家レストランを計画されている方は、事前に緑地政策課にご相談ください。
- 申請の際は、本人確認書類（身分を証明するもの）を持参してください
- 代理人が申請する場合は、本人確認書類（身分を証明するもの）に加え、委任状が必要です。